



本号の内容

1. 海外トピックス：タイ、フィリピン、ベトナム、インドネシア
2. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：中国籍個人の相続について

1. 海外トピックス

📄 タイ：外資比率 50%未満企業のタイ出資者に銀行口座明細提出を義務化

商務省事業開発局は、外国人の出資・株式保有割合が 50%未満の会社について、登記申請時の追加提出書類を定める命令を発出しました。書類にはタイ国籍出資者の銀行口座の直近 3 か月分の明細や投資計画書等が含まれます。同命令は 8 月 1 日より施行されます。

📄 フィリピン：マニラ首都圏の最低賃金を引上げ

労働雇用省は 6 月 30 日、マニラ首都圏における最低賃金の引上げを発表しました。日額最低賃金は 7 月 25 日に 60 ペソ、2027 年 1 月 20 日に 25 ペソと、合計 85 ペソ引き上げられます。これにより、改定前比で 12.2%増の 780 ペソ（約 2,070 円）となります。

📄 ベトナム：金融機関等に口座関連情報の税務当局宛報告を義務付け

政府は 7 月 1 日、税務管理法の施行細則となる政令を施行しました。同政令は、金融機関等に対し、口座の名義や残高、国内外送金の取引履歴を税務当局へ報告することの義務付けや、法人・個人が税金を滞納した場合の出国停止措置等を規定しています。

📄 インドネシア：1人あたりの月間外貨購入額の上限額を引下げ

中央銀行は 6 月 18 日、外貨取引の必要性を示す証憑がない場合の外貨購入に関し、7 月 1 日から 1 人あたりの月間上限額を 2 万 5,000 米ドルから 1 万米ドルに引き下げると発表しました。ルピア相場の安定と為替取引の監督強化を目的とした措置とされています。

2. 最近寄せられた相談事例 (Q&A) : 中国籍個人の相続について

Q 中国籍の個人預金取引先が亡くなりました。相続手続きについて、どのような留意点があるか教えてください。

A 日本に在留する外国人が死亡した場合、「法の適用に関する通則法」第 36 条により、相続は被相続人の本国法にもとづいて行われると規定されています。今回亡くなった方は中国籍のため、相続手続きは中国の法律にもとづき進めることになります。

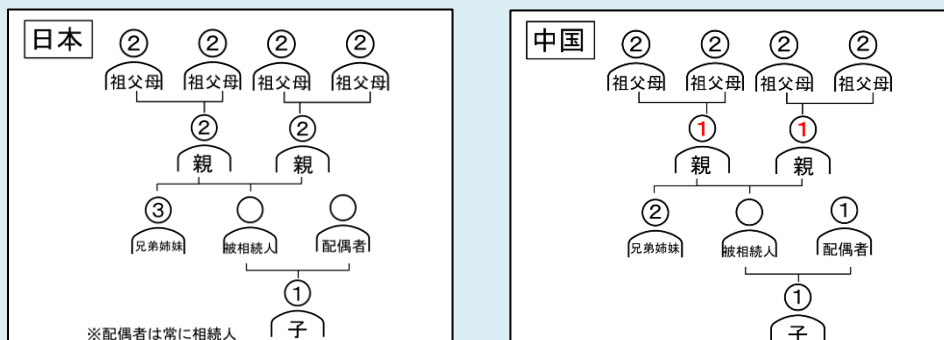
1. 中国における相続関連法

中国には相続に関する法律として「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」があります。同法第 31 条は、動産（預貯金や株式など）の相続には被相続人の死亡時の居住地（※）の法律を適用し、不動産の相続には不動産所在地の法律を適用すると規定しています。したがって、被相続人が中国を含む日本国外に不動産を所有しているかどうかを確認する必要があります。

※「1 年以上継続して居住し、生活の中心となる場所」との最高人民法院（日本の最高裁判所に相当）見解がある

2. 法定相続人について

中国法では、法定相続人の範囲および順位が日本と異なります。日本では、配偶者は常に相続人となり、第 1 順位は子、第 2 順位は父母、祖父母、第 3 順位は兄弟姉妹です。これに対し中国では、配偶者および子に加え、日本では第 2 順位に当たる父母が第 1 順位の相続人に含まれます。本ケースでは、被相続人が中国に不動産を所有している場合、当該不動産の相続については中国法にもとづいて相続人の範囲および相続分を確定する必要があると考えられます。



本ケースのように、複数国の法律が適用される可能性のある相続では高度な法的判断が必要となるため、早い段階で弁護士等の専門家に相談することが推奨されます。

<編集・発行>
信金中央金庫
企業成長推進部 グローバル事業推進室
東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7703

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。
また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。
なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。